

議第 32 号

下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する 条例について

下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市有線テレビ施設を活用したサービスを市民に安定的かつ継続的に提供すること、及び技術革新に対応した更なるサービス向上を目指して施設を譲与するため、当該条例を廃止するもの。

下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例（平成19年条例第26号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年下呂市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分	報酬	費用弁償		区分	報酬	費用弁償	
		市内	市外			市内	市外
		（1 日に つ き）				（1 日に つ き）	
教育委員会委員の部～上下水道運営委員会委員の部（略）				教育委員会委員の部～上下水道運営委員会委員の部（略）			
				有線テレビ放送	日	6,0	
				番組審議会委員	額	00	
						円	
地域公共交通会議委員の部～地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないものの部（略）				地域公共交通会議委員の部～地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないものの部（略）			

（下呂市基金条例の一部改正）

3 下呂市基金条例（平成16年条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(設置) 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			(設置) 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の 名称	設置の目的	積立 額	基金の 名称	設置の目的	積立 額
(1) 下呂市財政調整基金の部～(20) 下呂市看護師等修学資金基金の部 (略)			(1) 下呂市財政調整基金の部～(20) 下呂市看護師等修学資金基金の部 (略)		
			(21) 下呂 市有 線テ レビ 施設 維持 基金	下呂市有線テレビ施設維持の財源に充てるため	市長 が定 める 額
(21) 下呂市子育て応援基金の部～ (26) 下呂市地域振興基金の部 (略)			(22) 下呂市子育て応援基金の部～ (27) 下呂市地域振興基金の部 (略)		
2 (略)			2 (略)		

【参考資料】

下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例要綱

1. 廃止理由

下呂市有線テレビ施設を活用したサービスを市民に安定的かつ継続的に提供すること、及び技術革新に対応した更なるサービス向上を目指して施設を譲与するため、当該条例を廃止するものです。

2. 概要

- (1) 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止します。
(本則関係)
- (2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。
(附則第1項関係)
- (3) 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年下呂市条例第23号）の一部を改正します。
(附則第2項関係)
- (4) 下呂市基金条例（平成16年条例第56号）の一部を改正します。
(附則第3項関係)